

## 第5部 快適環境の現況と対策



### 第1章 自然景観

#### 第1節 名水

##### 1 昭和の名水百選

環境省が、昭和60年度に「名水百選」を発表しました。本県からは、「出<sup>いで</sup>の山<sup>やま</sup>湧水」と「綾川<sup>あやがわ</sup>湧水群」の2つが選ばれています。

##### 2 平成の名水百選

環境省が、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に選定したもので、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境のなかで、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを、「昭和の名水百選」に加え、新たな名水、「平成の名水百選」として選定したものです。本県からは、「妙見<sup>みょうけん</sup>神水<sup>しんすい</sup>」が選ばれています。

##### 3 宮崎の名水

県では、平成4年度に、本県の豊かな自然に育まれた河川や湧水などの水環境の中から、特に良好なものを県民に広く紹介することにより、その保全と水質保全意識の向上を図るため、「宮崎の名水」として21件を選定し、紹介のためのガイドブック「ひむか水紀行」を発行しました。

#### 第2節 音風景

平成8年度に環境庁が行った、残したい“日本の音風景100選”事業は、環境計画の趣旨を踏まえ、本県からは「えびの高原<sup>こうげん</sup>の野生鹿<sup>やせいじか</sup>」と「三之宮<sup>さんのみや</sup>峡<sup>きょう</sup>の櫓<sup>やぐら</sup>の轟<sup>とどろ</sup>」の2つの音風景が選ばれています。

#### 第3節 かおり風景

平成13年度に環境省は、豊かなかおりとその源となる自然や文化・生活を一体として将来に残し、伝えていくため“かおり風景”として100地点を選定しました。

本県からは「五ヶ瀬川<sup>いづみ</sup>の鮎<sup>あや</sup>焼き」が選ばれています。

## 第2章 都市公園等

### 第1節 都市公園等の整備

本県における都市公園等の整備状況は、約1000か所2,038haであり、都市計画区域内の人口一人当たり都市公園等面積は約22.1㎡です。これは、全国一人当たりの都市公園等面積約10.7㎡（令和元年度末）を大幅に上回っていますが、今後も引き続き、都市環境の改善や災害時の避難地の確保を図り、さらに増大する多様なレクリエーション需要に対応するため、都市公園の均衡ある整備を図っていきます。

### 第2節 美しい宮崎づくりの推進

#### 1 景観

これまで本県では、全国に先駆けて豊かな自然を生かした美しい県土づくりに取り組み、その保全・創出の成果を観光分野で生かしてきましたが、本県の魅力をより高めるためには、これまでの自然景観に加え、都市景観や農山漁村景観、文化的景観等の保全・創出にも取り組んでいく必要があります。

そのため、本県では景観法の制定を受け、平成19年4月に景観形成に関する基本的な考え方や方向性を明らかにした「宮崎県景観形成基本方針」を策定するとともに、平成29年4月には良好な景観の保全、創出又は活用による魅力ある地域づくりを推進するため、「美しい宮崎づくり推進条例」を施行し、地域固有の景観を生かした魅力的で活力ある宮崎県の創造に取り組んでいます。

また、本県は、平成27年3月までに全市町村が景観行政団体に移行しており、これまでに25市町村が景観計画を策定し、景観重要建造物や景観重要樹木を指定するなど、地域の自然や歴史等を生かした美しい県土づくりが進められています。

#### 景観重要建造物

(令和3年3月末現在)

| 景観行政団体名 ※ | 指定年月日      | 建造物の名称   |
|-----------|------------|----------|
| 宮崎市       | 平成20年12月1日 | 宮崎県庁本館   |
| 宮崎市       | 平成20年12月1日 | 宮崎県庁5号館  |
| 宮崎市       | 平成20年12月1日 | 商家「旧阪本家」 |
| 宮崎市       | 平成21年10月1日 | 河上家武家門   |
| 宮崎市       | 平成21年10月1日 | 安藤家武家門   |

#### 景観重要樹木

(令和3年3月末現在)

| 景観行政団体名 ※ | 指定年月日      | 樹木の名称         |
|-----------|------------|---------------|
| 宮崎市       | 平成21年10月1日 | フェニックス（県庁本館前） |
| 宮崎市       | 平成21年10月1日 | フェニックス（県庁本館前） |
| 延岡市       | 平成26年12月4日 | センダン（三槿小学校跡地） |

※景観行政団体：景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく地方公共団体のことです。



景観重要建造物【河上家武家門】



景観重要建造物【安藤家武家門】

## 2 沿道修景

本県では、昭和44年に全国で初めて、「宮崎県沿道修景美化条例」を制定し、県内の沿道においてすぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことにより沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進しています。

### 沿道自然景観地区等指定の現況

(令和3年3月末現在)

| 名称       | 指定地区等 | 備考             |
|----------|-------|----------------|
| 沿道自然景観地区 | 18 地区 | 面積 1,026.09 ha |
| 沿道修景植栽地区 | 74 地区 | 延長 168.4 km    |
| 沿道修景指定樹木 | 27 か所 | 本数 39 本        |

## 3 屋外広告物

屋外広告物について、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するとともに、屋外広告物と地域環境との調和を図り、地域の良好な景観形成に資するため、屋外広告物条例による規制、指導を行っています。

## 第3節 緑地環境の整備

### 1 工場の緑化

#### (1) 現況

工場緑化については、従来、立地企業が市町村と立地協定を締結する際、協定書の中に「工場の環境を整備するため、緑化については積極的に配慮する」旨を明記するように指導するなど、工場緑化を奨励しているほか、緑化優良工場等経済産業大臣表彰等の推薦も行っています。

また、立地企業に限らず、工場を新設又は増設する場合において、<sup>①</sup>一定規模以上の工場は、工場立地法に基づき敷地面積に対する緑地面積の割合を20%以上とすることが<sup>②</sup>原則義務づけられており、市町村とともに法の周知及び遵守を通じ、積極的な緑地の確保を図ることとしています。

注① 工場立地法に基づく届出義務のある一定規模以上の工場とは、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場又は事業場です。

注② 工場立地法等に基づき、市町村は緑地等の面積割合を条例で別に定めることができません。

#### (2) 今後の課題

樹木等の緑は、生活に潤いをもたらす、健康の増進に役立つとともに、大気の浄化、温湿度の調整、騒音の防止等の効果もあるところから、工場建設に際しては、生産施設と同様に、緑地についても並行して計画を進めていくことが必要です。

## 2 公共施設の緑化

### (1) 港 湾

港湾緑地の整備は、港湾環境の快適性を高めるとともに、周辺地域の自然環境の保全、生活環境の改善を図り、地域社会と一体となった港湾空間を創り出すことを目的としています。

本県においては、円滑な港湾活動と地域社会との結びつきの強化を図るため、次のとおり緑地の整備を進めています。

#### 港湾緑地の整備状況

(令和3年3月末現在)

| 港 名     | 全体計画面積 (m <sup>2</sup> ) | 整備済面積 (m <sup>2</sup> ) |
|---------|--------------------------|-------------------------|
| 細 島 港   | 147,000                  | 42,800                  |
| 宮 崎 港   | 397,000                  | 359,400                 |
| 油 津 港   | 80,000                   | 39,500                  |
| 古 江 港   | 70,400                   | 70,400                  |
| 延 岡 新 港 | 15,300                   | 15,300                  |
| 外 浦 港   | 5,300                    | 5,300                   |
| 福 島 港   | 15,100                   | 15,100                  |

油津港堀川地区の港湾環境整備事業



## 第3章 文化財

### 第1節 文化財の概況

本県は「ひむかの国」として古くから歴史に登場し、歴史的にも文化的にも多数の貴重な遺産が残されています。これらの遺産は、県の歴史と文化を語るうえで欠くことができないものであり、また、環境保全の観点からも、歴史的・文化的雰囲気など、快適な環境へのニーズの高まりに応えるために重要なものとなっており、永く県民の財産として保存、継承に努めなければなりません。

指定された文化財は、法律や条例により、その現状を変更したり、その保存に影響を及ぼす行為が規制されており、道路建設や宅地造成などの多種多様な開発事業の進む中でも、大切に守られています。

なお、令和3年3月末現在の文化財の指定状況は、次のとおりです。

#### 文化財等の指定状況 (令和3年3月末現在)

##### [国指定文化財]

|                   | 件数  |
|-------------------|-----|
| 重要文化財             | 23  |
| 重要有形民俗文化財         | 3   |
| 重要無形民俗文化財         | 6   |
| 特別史跡              | 1   |
| 特別天然記念物           | 4   |
| 史跡                | 22  |
| 名勝及び天然記念物         | 1   |
| 名勝                | 4   |
| 天然記念物             | 46  |
| 計                 | 110 |
| 重要伝統的建造物群保存地区(選定) | 3   |
| 重要文化的景観(選定)       | 1   |
| 国登録有形文化財          | 105 |
| 国登録記念物            | 3   |

##### [県指定文化財]

|         | 件数  |
|---------|-----|
| 有形文化財   | 68  |
| 無形文化財   | 1   |
| 無形民俗文化財 | 29  |
| 史跡      | 105 |
| 名勝      | 7   |
| 天然記念物   | 22  |
| 計       | 232 |

##### [市町村指定文化財]

|         | 件数  |
|---------|-----|
| 有形文化財   | 519 |
| 無形文化財   | 4   |
| 有形民俗文化財 | 15  |
| 無形民俗文化財 | 110 |
| 史跡      | 109 |
| 名勝      | 4   |
| 天然記念物   | 92  |
| 計       | 853 |

## 第2節 天然記念物

本県の天然記念物の数は、国指定の特別天然記念物が4件、天然記念物が47件（うち1件は名勝及び天然記念物）、県指定の天然記念物が22件、市町村指定の天然記念物が92件です。

天然記念物は、文化財の中で、特に環境の変化の影響を受けやすい分野です。水質の悪化は、水に命をゆだねる動植物の生存をおびやかします。むやみな森林の伐採は、周辺で生活する動植物に直接または間接に悪影響を及ぼします。また、乱開発や豪雨時の濁流等により、周辺の地質鉱物への影響も計り知れません。

天然記念物で近年懸念される問題に、アカウミガメの産卵地となっている砂浜海岸の浸食があります。上陸しても安全に産卵できる場所がないため、産卵することなしに海に戻ってしまうアカウミガメもいます。また、産卵された卵は海水を被ると孵化が厳しくなります。海水を被ったり、波により流出したりするおそれのある卵塊は、アカウミガメ調査員によって安全な場所に移植することもあります。

特別天然記念物のカモシカは、九州山地（宮崎県、熊本県、大分県）にも生息している希少な哺乳類です。平成30・令和元年度に実施した特別調査では、九州山地に約200頭が生息していると推定されています。

## 第3節 名勝

名勝とは、景観の優れた所であり、自然的なものとしては、風致景観の優秀なものや名所のあるいは学術的価値の高いものがその対象となり、具体的には、高千穂峡谷や尾鈴山の瀑布群、日南市鶴戸等があげられます。人工的なものとしては、公園や庭園、橋梁や築堤で芸術的あるいは学術的に価値の高いものがその対象となり、具体的には、国指定の妙国寺庭園（日向市）や県指定の勝目氏庭園（日南市）等があげられます。

## 第4節 史跡、重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観

史跡とは、貝塚、古墳、城跡、社寺跡、旧宅等で、歴史上又は学術上価値の高いものをさします。本県には特別史跡1件、国指定の史跡22件、県指定の史跡105件、市町村指定の史跡109件があります。これら指定された文化財の中では古墳が圧倒的に多く、各地で保存・整備が進められています。

また、史跡とは別に、往時の姿を広域にわたって残している地区として、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区と重要文化的景観があります。

重要伝統的建造物群保存地区とは、市町村が決定した伝統的建造物群保存地区のうち我が国にとって価値が高いと判断したものを国が選定したものです。本県では、日向市美々津（港町）、日南市飢肥（城下町）、椎葉村十根川（山村集落）の3地区が選定されています。

重要文化的景観とは、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものの中でも、特に重要なものとして国が選定したものです。本県では日南市酒谷の坂元棚田及び農山村景観が重要文化的景観として選定されています。



特別史跡西都原古墳群